

第4章 量の見込みと確保方策

この計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

令和5年度に実施した「大磯町子ども・子育てニーズ調査」の結果や各事業の利用実績などを踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

量の見込み

国が示す算出の基本的な考え方へ沿って、ニーズ調査の結果などから算出します。算出結果が現状の実績値をかけ離れた場合などは、必要に応じて補正を行います。

確保方策・確保方策の内容

量の見込みを確保するための方策として、目標数値と今後の方向性を記載します。

提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する範囲は、現在の教育保育事業における幼稚園や保育所等の利用実態が広域的に利用されていることなどから、国が示す事業において、町全体を1つの区域として設定します。ただし、放課後児童クラブにおいては、明確に区分ができることから2つの区域（大磯地区・国府地区）で設定します。

乳幼児期の教育・保育

こどもたちが健やかに成長するために必要な教育・保育を適切に受けられるよう、必要な保育の量を算出し、保育所などの整備や人員の確保などを定めることとなっています。

- 1号認定（幼稚園等（3～5歳））
- 2号認定（保育所等（3～5歳））
- 3号認定（保育所等（0～2歳））

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に提供することが可能な施設です。

町では、保護者の働き方が多様化するなか、保護者が安心して働く環境を提供するため、認定こども園の活用を引き続き進めます。

② 幼稚園教諭や保育士等の人材確保と資質向上のための支援

幼児期の教育・保育は、すべての子どもの健やかな育ちをめざすものであり、そのためには教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の人材確保及び資質の向上が不可欠です。

このことを踏まえ、幼稚園教諭と保育士等の人材確保に向けた施策の推進や、公私・施設類型を超えた各種研修の実施の検討など、人材育成の充実を図ります。

③ 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期です。乳幼児期の発達の連続性や体験の多様性と関連性の理解に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

そのなかで、幼稚園や保育所等での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることから、小学校への円滑な接続の推進に取り組むとともに、配慮が必要な子どもたちをはじめ、多様な子どもたちの健やかな成長を支えるための体制づくりに取り組みます

また、地域子ども・子育て支援事業により、妊娠前、妊娠・出産期から子育て期を通じた切れ目のない支援体制の確保や、子ども・子育て相談体制の充実等を行い、地域社会全体で子育てを支えてくことが重要です。

④ 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

子ども・子育て支援の中核的役割を担う幼稚園・保育所・認定こども園と、3歳未満の保育を、地域に根ざした身近な場で提供する小規模保育事業所等の地域型保育事業が相互に連携し補完することで、教育・保育の量と質の充実が図られるものと考えます。このことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の情報共有と連携支援の充実を図ります。

2

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経渓的負担の軽減や利便性を考え、施設の事務負担などに配慮します。

また、特定子ども・子育て支援施設などの確認や公示、指導監督などの法律に基づく事務の執行や権限の行使について県と連携し、事業の円滑な実施を図ります。

3

乳幼児期の教育・保育



1号認定：幼稚園等（3～5歳）

乳幼児期

幼稚園、認定こども園において、満3歳以上の教育標準時間認定の子どもの保育を行います。

【量の見込み・確保方策】

利用実績及び子どもの数の減少率などをもとに算出しています。

	実績	年度				
		R6	R7	R8	R9	R10
① 量の見込み	334人	268人	259人	269人	251人	220人
② 確保方策	幼稚園 (施設型給付：公立)	300人	300人	150人	150人	150人
	幼稚園 (施設型給付：私立)	45人	45人	55人	55人	55人
	認定こども園 (施設型給付：公立)	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園 (施設型給付：私立)	51人	51人	115人	115人	115人
	小計	396人	396人	320人	320人	320人
需給差（② - ①）		128人	137人	51人	69人	100人

* R6実績は、4月1日時点の利用児童数

【確保方策の内容】

町立幼稚園の園児数が減少傾向にあるなかで、待機児童対策として、町立大機幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する計画となっています。

2号認定：保育所等（3～5歳）

乳幼児期

保育所、認定こども園において、保育の必要性がある満3歳以上のこともの保育を行います。

【量の見込み・確保方策】

利用実績及び子どもの数の減少率などをもとに算出しています。

		実績	年度					
			R6	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み		288人	280人	283人	264人	261人	244人	
② 確保方策	認可保育所（公立）	62人	62人	62人	62人	62人	62人	
	認可保育所（私立）	70人	70人	70人	70人	70人	70人	
	認定こども園 (幼保連携型：公立)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	認定こども園 (幼保連携型：私立)	85人	85人	137人	137人	137人	137人	
	幼稚園 (施設型給付：公立)	40人	40人	10人	10人	10人	10人	
	幼稚園 (施設型給付：私立)	15人	15人	5人	5人	5人	5人	
	小計	272人	272人	284人	284人	284人	284人	
需給差（② - ①）		▲8人	▲11人	20人	23人	40人		

* R6 実績は、4月1日時点の利用児童数

【確保方策の内容】

待機児童対策として、町立大磯幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する計画となっています。

また、公立保育所の老朽化が進むなかで、園児数や保育ニーズなどを注視し、公立保育所、公立幼稚園の施設のあり方を検討します。

【大磯町こども計画表紙デザイン応募作品】



3号認定：保育所等（0～2歳）

乳幼児期

保育所、認定こども園、小規模保育事業などにおいて、保育の必要性がある満3歳未満の子どもの保育を行います。

【量の見込み・確保方策】

利用実績及び子どもの数の減少率などをもとに算出しています。

		実績	年度					
			R6	R7	R8	R9	R10	
① 量の見込み	0歳	26人	25人	24人	23人	22人	21人	
	1歳	66人	57人	56人	55人	55人	56人	
	2歳	86人	97人	85人	83人	84人	84人	
	小計	178人	179人	165人	161人	161人	161人	
② 確保方策	認可保育所 (公立)	0歳	5人	5人	5人	5人	5人	
		1歳	5人	5人	5人	5人	5人	
		2歳	18人	18人	18人	18人	18人	
	認可保育所 (私立)	0歳	12人	12人	12人	12人	12人	
		1歳	18人	18人	18人	18人	18人	
		2歳	20人	20人	20人	20人	20人	
	認定こども園 (幼保連携型：公立)	0歳	0人	0人	0人	0人	0人	
		1歳	0人	0人	0人	0人	0人	
		2歳	0人	0人	0人	0人	0人	
	認定こども園 (幼保連携型：私立)	0歳	11人	11人	20人	20人	20人	
		1歳	19人	19人	31人	31人	31人	
		2歳	23人	23人	41人	41人	41人	
	小規模保育 事業A型	0歳	7人	7人	2人	2人	2人	
		1歳	11人	11人	5人	5人	5人	
		2歳	12人	12人	5人	5人	5人	
	小計	0歳	35人	35人	39人	39人	39人	
		1歳	53人	53人	59人	59人	59人	
		2歳	73人	73人	84人	84人	84人	
合計		161人	161人	182人	182人	182人	182人	
需給差 (② - ①)		0歳	10人	11人	16人	17人	18人	
		1歳	▲4人	▲3人	4人	4人	3人	
		2歳	▲24人	▲12人	1人	0人	0人	
		計	▲18人	▲4人	21人	21人	21人	

* R6実績は、4月1日時点の利用児童数

【確保方策の内容】

待機児童対策として、町立大磯幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する計画となっています。

また、公立保育所の老朽化が進むなかで、園児数や保育ニーズなどを注視し、公立保育所、公立幼稚園の施設のあり方を検討します。

4

地域子ども・子育て支援事業

子育て中の家庭を地域全体で支えるためのさまざまな事業で、一時預かりや子育て相談、親子の遊び場など、多様なサービスが含まれます。子ども・子育て支援法では、地域のニーズを踏まえて量の見込みを算出し、確保方策を定めることで、子育て中の家庭が安心して子育てできる環境づくりをめざします。

- 妊婦等包括相談支援事業（P39）
- 妊婦健康診査（P39）
- 産後ケア事業（P40）
- 利用者支援事業【こども家庭センター型】（P40）
- 養育支援訪問事業、その他要支援【養育支援訪問事業】（P41）
- 乳児家庭全戸訪問事業（P41）
- 利用者支援事業【基本型】（P42）
- 地域子育て支援拠点事業（P42）
- 一時預かり事業【幼稚園型・一般型】（P43）
- 延長保育事業（P44）
- 病児・病後児保育事業（P44）
- 乳児等通園支援事業【こども誰でも通園制度】（P45）
- 多様な主体の参入促進事業（P45）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業（P45）
- 子育て世帯訪問支援事業（P46）
- 親子関係形成支援事業（P46）
- 子育て短期支援事業（P47）
- ファミリー・サポート・センター事業（P47）
- 要保護児童等支援事業（P48）
- 児童育成支援拠点事業（P48）
- 放課後児童クラブ【学童保育事業】（P49）



妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産期

妊娠時から妊産婦などに寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や継続的な情報発信などを行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

出生推計数に1組あたりの面談回数（3回）を掛けて算出しています。

	指標	R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11	
量の見込み	妊娠届出数	135 件	124 件	118 件	112 件	106 件	101 件	
	1組あたり面談数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	
	実施回数	405 回	372 回	354 回	336 回	318 回	303 回	
確保方策	実施回数			372 回	354 回	336 回	318 回	303 回

【確保方策の内容】

こども家庭センターの母子保健コーディネーター（保健師・助産師などの専門職）を中心に、妊娠から出産後、子育て期まで切れ目ない相談支援を行います。



妊婦健康診査

妊娠・出産期

妊婦や胎児の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

町では、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費用を補助するため14枚の補助券を交付し、妊婦健診の費用の一部を補助しています。

【量の見込み・確保方策】

出生推計数に実績の妊婦健診の平均補助回数を掛けて算出しています。

	指標	R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11	
量の見込み	年間延利用者数	1,461 人	1,314 人	1,251 人	1,194 人	1,142 人	1,094 人	
確保方策	年間延利用者数			1,314 人	1,251 人	1,194 人	1,142 人	1,094 人

【確保方策の内容】

医療機関に委託して実施しています。また、委託契約していない医療機関などで受診した場合でも、本人負担が生じないよう、償還払い制度を利用するることができます。



産後ケア事業

妊娠・出産期

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

町では、「アウトリーチ型」「デイサービス型」「ショートステイ型」を実施しています。

【量の見込み・確保方策】

産婦推計数に利用見込率及び一人あたりの平均利用日数を掛けて算出しています。

	指標	R 5 実績	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	年間延利用者数	173 人	200 人	217 人	232 人	244 人	232 人
確保方策	年間延利用者数		200 人	217 人	232 人	244 人	232 人

【確保方策の内容】

委託により確保します。希望するすべての妊婦が利用できるよう委託先を拡充するなど、産後ケア事業を安定的に運営します。



利用者支援事業【こども家庭センター型】

妊娠・出産期

乳幼児期

利用者支援事業（こども家庭センター型）では、保健師や助産師を中心に、妊娠・出産・育児・虐待など、こどもに係るさまざまな課題に一体的に取り組む事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	R 6 実績	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	実施か所数		1 か所				

* R 6 実績は、4月1日時点の実施か所数

【確保方策の内容】

令和6年度に設置した「こども家庭センター」で、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的で切れ目のない支援を行います。



養育支援訪問事業、その他要支援【養育支援訪問事業】

妊娠・出産期

乳幼児期

子育てに対して不安や孤立感などから養育支援が特に必要な妊産婦（産後概ね1年程度）の家庭（児童虐待の可能性があるものを含む）に委託先の看護師が訪問し、継続して養育に関する指導、助言などを行うことにより、その家庭での適切な養育の実施を確保するための事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用者数	2人	12人	12人	12人	12人	12人
確保方策	年間延利用者数		12人	12人	12人	12人	12人

【確保方策の内容】

養育支援訪問事業は、産科・小児科・精神科などの看護に精通する看護職が在籍する民間事業者に委託しており、今後もこの体制を確保します。



乳児家庭全戸訪問事業

乳幼児期

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者的心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、療育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

出生推計数に対し全件訪問するものとして算出しています。

	指標	R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間利用者数	128人	124人	118人	112人	106人	101人
確保方策	年間利用者数		124人	118人	112人	106人	101人

【確保方策の内容】

新生児のいるすべての家庭を訪問し、助産師や保健師などの専門職員によるきめ細かい対応を行える体制を確保します。



利用者支援事業【基本型】

乳幼児期

専門職である子育てコンシェルジュが、子育て支援総合センター・子育て支援センターのつどいの広場を拠点としながら出張相談などを行い、子育て期の色々な悩みごと・困りごとなどについて、必要な情報を提供したり、適切なサービスや支援機関を紹介する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策	実施か所数		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【確保方策の内容】

保育士などの専門職である子育てコンシェルジュを雇用し、相談体制の充実を図りながらきめ細かい対応を行える体制を確保します。



地域子育て支援拠点事業

乳幼児期

子育て中の親子の交流を促進し、子育ての孤立感を解消し地域で子育てを支えるため、子育て支援総合センター・子育て支援センターで「つどいの広場」を実施する事業です。あわせて、令和6年度より両センターを「地域子育て相談機関」として位置づけ、相談機能を強化しています。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用者数	12,001人	11,745人	11,617人	11,489人	11,361人	11,233人
確保方策	年間延利用者数		11,745人	11,617人	11,489人	11,361人	11,233人
	拠点数		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【確保方策の内容】

事業の運営や子育て相談に応じる子育てアドバイザーを雇用し、こども家庭センターを補完する拠点として、今後も2か所で実施体制を確保します。

一時預かり事業【幼稚園型・一般型】

乳幼児期

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を預かり、一時的な保育サービスを実施する事業です。幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在園する児童を対象に実施する「幼稚園型（預かり保育）」事業と、非在園児も利用可能な「一般型（一時保育）」事業があります。

<一時預かり事業（幼稚園型）>

幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在園する児童を対象に、通常の教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中に行う教育活動を実施する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに、算出しています。令和9年度以降は、町立大磯幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園に移行予定のため、減少を見込んでいます。

	指標	区分	R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用者数	I号認定	9,686 人	10,286 人	10,586 人	7,926 人	8,226 人	8,526 人
		2号認定	660 人	660 人	660 人	420 人	420 人	420 人
		計	10,346 人	10,946 人	11,246 人	8,346 人	8,646 人	8,946 人
確保方策	年間延利用者数		10,946 人	11,246 人	8,346 人	8,646 人	8,946 人	8,946 人

【確保方策の内容】

現在5か所で実施しており、引き続き十分な対応が可能です。就労する保護者のニーズに対応しながら、サービス体制を確保します。

<一時預かり事業（一般型）>

保護者の断続的・短時間の就労や傷病、冠婚葬祭、または育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの通常保育所の対象外の児童に対し、一時的な保育サービスを実施する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。令和9年度以降は、町立大磯幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園に移行して実施施設を1施設増やす予定のため、増加を見込んでいます。

	指標	R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用者数	1,769 人	2,107 人	2,029 人	2,775 人	2,697 人	2,619 人
確保方策	年間延利用者数	2,107 人	2,029 人	2,775 人	2,697 人	2,619 人	2,619 人

【確保方策の内容】

現在2か所で実施していますが、実施施設数の増加を進め、より利用しやすいサービス体制を確保します。

● 延長保育事業

乳幼児期

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日以外の日や利用時間以外の時間において、保育所や認定こども園、小規模保育事業所にて保育を実施する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用者数	8,566人	7,672人	7,226人	6,779人	6,332人	5,885人
確保方策	年間延利用者数		7,672人	7,226人	6,779人	6,332人	5,885人

【確保方策の内容】

現在6か所で実施しており、十分な対応が可能です。就労する保護者のニーズに対応しながら、サービス体制を確保します。

● 病児・病後児保育事業

乳幼児期

児童が病気中、または病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所や医療機関などに付設された専用スペースなどで保育及び看護ケアを行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用者数	60人	66人	68人	71人	74人	77人
確保方策	年間延利用者数		66人	68人	71人	74人	77人

【確保方策の内容】

現在1か所で病後児保育事業を実施しており、引き続き就労する保護者のニーズに対応しながら、このサービス体制を確保します。

ただし、病児保育事業のニーズには注視し、必要に応じサービス体制の検討を行います。

● 乳児等通園支援事業【こども誰でも通園制度】

乳幼児期

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労の有無にかかわらず、0歳6か月から満3歳未満の保育所などを利用していない子どもを月10時間までの範囲で、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点などで預かりを行う事業です。町では令和8年度から実施予定としています。

【量の見込み・確保方策】

国の示す算出方法にもとづき、未就園児全員が最大10時間利用した場合の月の必要定員数を算出しています。

指標		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み (必要定員数)	0歳児	-	3人/月	3人/月	3人月	3人/月	3人/月
	1歳児	-	5人/月	5人/月	4人月	4人/月	4人/月
	2歳児	-	5人/月	4人/月	3人月	3人/月	3人/月
確保方策 (必要定員数)	0歳児		-	3人/月	3人月	3人/月	3人/月
	1歳児		-	5人/月	4人月	4人/月	4人/月
	2歳児		-	4人/月	3人月	3人/月	3人/月

【確保方策の内容】

令和8年度の事業開始に向けて、受入れ体制の確保などの準備を進めます。

● 多様な主体の参入促進事業

乳幼児期

保育所や幼稚園といった従来の施設だけでなく、企業やNPOなどのさまざまな主体が子ども・子育て支援事業に参入しやすくするための取組みです。地域の実情や保護者のニーズに合わせた多様なサービスを提供できるよう、多様な事業者のノウハウを活用した教育・保育施設などの設置や運営への新規参入を促進するための支援を行う事業です。

● 実費徴収に係る補足給付を行う事業

乳幼児期

低所得世帯などの子どもが、保育所などを利用した際に、保育料とは別にサービス提供に必要な経費を保護者が支払った場合、実費徴収に係る費用の一部を保護者や保育所などに補填する事業です。



子育て世帯訪問支援事業

乳幼児期

学童期

訪問支援員が、家事・子育てなどに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・子育ての支援を行い、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐ事業です。

【量の見込み・確保方策】

子ども家庭支援員が対応している世帯のうち、利用が望ましい児童の人数に基づき算出しています。

	指標	R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用者数	-	94人	92人	89人	87人	84人
確保方策	年間延利用者数		94人	92人	89人	87人	84人

※この事業は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により新たに位置付けられた事業です。

【確保方策の内容】

希望者が安心して利用できるよう、事業者に委託し実施体制を確保します。



親子関係形成支援事業

乳幼児期

学童期

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに、令和7年度より関係機関への周知による効果・利用対象年齢引き上げによる講座数の増設による利用者数の増加を見込み算出しています。

	指標	R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間実利用者数	4人	10人	10人	10人	10人	9人
確保方策	年間実利用者数		10人	10人	10人	10人	9人

【確保方策の内容】

利用できる対象の拡大とコース数を増やすことで、支援体制を充実します。



子育て短期支援事業

乳幼児期

学童期

保護者の疾病などの理由で、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などで必要な保護（ショートステイ）及び、夜間養護（トワイライトステイ）などを実施する事業です。

【量の見込み・確保方策】

前期計画からのニーズ量を承継しています。

指標	R5 実績	R7	R8	R9	R10	RII
量の見込み (ショートステイ)	年間延利用者数 0人	1人	1人	1人	1人	1人
量の見込み (トワイライトステイ)	年間延利用者数 0人	1人	1人	1人	1人	1人
確保方策 (ショートステイ)	年間延利用者数	0人	1人	1人	1人	1人
確保方策 (トワイライトステイ)	年間延利用者数	0人	1人	1人	1人	1人

【確保方策の内容】

事業の担い手となる事業者と協議を重ね、支援体制を確保します。



ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児期

学童期

育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と援助したい方（援助会員）、そして依頼会員としてこどもを預かってもらうこともあるが、時には預かる也可能な方（両会員）とで会員を組織して、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動を行うことを支援する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

指標	R5 実績	R7	R8	R9	R10	RII
量の見込み	年間延利用者数 502人	542人	562人	582人	602人	622人
確保方策	年間延利用者数	542人	562人	582人	602人	622人

【確保方策の内容】

SNSなどを活用した事業の周知や、援助会員へのアンケート実施などにより、援助会員を確保します。

要保護児童等支援事業

乳幼児期

学童期

思春期

こども家庭センターにおいて、子育てに関わる相談を受け付け支援をするとともに、虐待を受けていたり、その疑いがある子どもの早期発見や支援をするため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携して情報交換と支援方法の協議を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

令和6年度にこども家庭センターを設置しケースごとのリスクの再評価を行ったことにより、令和5年度まで「要支援児童」として計上していた一部は、「こども家庭センター相談受理ケース」に切り替え支援をしています。

	指標	R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	相談受理数（要保護（支援）児童を含む）	204人	219人	230人	241人	252人	264人
確保方策	相談受理数（要保護（支援）児童を含む）		219人	230人	241人	252人	264人

【確保方策の内容】

こども家庭センターの統括支援員・保健師・子ども家庭支援員を中心に、必要な家庭に対するきめ細かい相談・支援体制を確保します。

児童育成支援拠点事業

学童期

思春期

養育環境などに課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童などに対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭に対し生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、個々の状況に応じた支援を行うことにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【量の見込み・確保方策】

子ども家庭支援員が対応している世帯のうち、利用が望ましい児童の人数に基づき算出しています。

	指標	R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間実利用者数	-	2人	2人	2人	2人	2人
確保方策	年間実利用者数		0人	0人	0人	2人	2人

※この事業は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により新たに位置付けられた事業です。

【確保方策の内容】

事業の担い手となりうる事業者と協議を重ね、支援体制を確保します。

就労などにより昼間保護者のいない家庭の児童に対し、授業終了後や長期休暇期間中の適切な遊び及び生活の場を用意して、その健全な育成を図る事業です。町では、引き続き大磯学童保育クラブ及び国府学童保育クラブの2か所で実施します。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

指標		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み (実利用数)	1年生	105 人	97 人	100 人	89 人	94 人	107 人
	2年生	87 人	97 人	93 人	98 人	90 人	96 人
	3年生	63 人	68 人	73 人	68 人	69 人	62 人
	4年生	36 人	37 人	39 人	40 人	36 人	35 人
	5年生	22 人	22 人	23 人	24 人	25 人	23 人
	6年生	12 人	10 人	9 人	7 人	6 人	4 人
	計	325 人	331 人	337 人	326 人	320 人	327 人
確保方策 (実利用数)	大磯	低学年	161 人	164 人	157 人	155 人	163 人
		高学年	39 人	41 人	42 人	38 人	36 人
		小計	200 人	205 人	199 人	193 人	199 人
	国府	低学年	101 人	102 人	98 人	98 人	102 人
		高学年	30 人	30 人	29 人	29 人	26 人
		小計	131 人	132 人	127 人	127 人	128 人
	計	低学年	262 人	266 人	255 人	253 人	265 人
		高学年	69 人	71 人	71 人	67 人	62 人
		小計	331 人	337 人	326 人	320 人	327 人

【確保方策の内容】

施設の維持や改修、整備をすることで、供給量及び快適な保育空間の確保を進めます。

5 放課後児童対策パッケージ

令和6年12月にこども家庭庁と文部科学省が、放課後児童クラブにおける待機児童の解消策や全ての子どもが放課後を安心・安全に過ごすための強化策などを取りまとめた「放課後児童対策パッケージ2025」に基づき、放課後児童クラブや朝の子どもの居場所づくり事業、放課後子ども教室などの放課後児童対策に取り組みます。

6 任意記載事項

「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、任意記載事項となっている以下の項目についても重要な取組みとして事業を推進します。

■産後の休業・育児休業後における教育・保育施設などの円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、整備を行います。

■専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県事業との連携

児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児や医療的ケア児への支援策の充実など、県が行う施策と連携を図り、各関係機関との連携強化に努めます。

■労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と家庭の調和の実現のための働き方をより推進するために、県や関係団体などと連携しながら、ワークライフバランスの推進や、こどもまんなかの機運醸成に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

この計画の実効性を確保するために、PDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action）により、施策の実施状況・進捗状況の点検・評価を実施し、その結果を次年度に向けた取組みの見直しや計画に反映させ、継続的に改善を図っていく仕組みとします。

また、『大磯町子ども・子育て会議』において、計画の進行管理を行い、施策に対する意見・提言をいただきます。



2 積極的な情報発信と多様な情報提供体制

多くの施策を実効性のあるものにするため、必要な人に必要な情報が届くこと、こどもまんなか社会の実現のため、こどもや若者、子育て当事者のみならず、あらゆる人が理解を深め行動に移していくことはとても重要です。

また、社会全体でこどもを見守り、こどもを大切にするための機運醸成に向けた情報発信・情報提供体制の整備に取り組みます。

3 自然環境を守ること

こども・子育て支援は、施策を充実させるだけでは成り立ちません。町が持つ豊かな自然環境は、こども・若者、子育て世代にとってとても魅力的です。この美しい自然を次の世代へと引き継ぎ、こどもたちが安心して健やかに育つためには、大人の役割も重要です。

大磯町の自然を守り、活かすことは、こどもたちの未来を守ることでもあります。地域全体で協力し、豊かな自然の中でこどもたちが笑顔で育つことができるよう、みんなで町の自然環境を守りましょう。

大磯町子ども・子育て会議規則

この計画は、子ども・子育て会議への諮問・答申を経て作られ、この会議で事業の進行管理を行っていきます。

(趣旨)

第1条 この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号。以下「条例」という。）第2条の規定により設置された大磯町子ども子育て会議（以下「子育て会議」という。）について、条例第3条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に規定する事項に関すること。
- (2) 前号のほか、町長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

- (1) 教育保育等の関係者
- (2) 幼稚園又は保育園の関係者
- (3) 保健福祉関係者
- (4) 公募町民
- (5) 前各号のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中に新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員（議長を除く。）の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 子育て会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議の招集の特例)

第8条 委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に開く会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

大磯町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年8月21日～令和8年8月20日

氏名	所属/役職	会議規則 第3条の区分
成田 麻紀	大磯町立大磯小学校 校長	(1)教育・保育等の関係者
立花 ますみ	神奈川県立大磯高等学校 校長	(1)教育・保育等の関係者
望月 展弘	星槎学園高等部湘南校 校長	(1)教育・保育等の関係者
松井 節子	大磯町青少年指導員連絡協議会 委員	(1)教育・保育等の関係者
高橋 明子	高橋母乳相談室 代表	(1)教育・保育等の関係者
高橋 聰子	認定こども園あおばと 園長	(2)幼稚園又は保育園の関係者
芝 園枝	社会福祉法人恵伸会サンキッズ国府 園長	(2)幼稚園又は保育園の関係者
加藤 敦子	そだちサポート Mana 代表	(3)保健福祉関係者
(副会長) 佐藤 和宏	神奈川県平塚児童相談所 子ども支援第一課長	(3)保健福祉関係者
望月 真里子	神奈川県平塚保健福祉事務所 保健福祉課長	(3)保健福祉関係者
加藤 恭子	大磯町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	(3)保健福祉関係者
金子 智紀	公募町民	(4)公募町民
石井 彩	公募町民	(4)公募町民
(会長) 尾里 育士	東海大学児童教育学部児童教育学科 教授	(5)町長が必要と認める者

※規則区分順

答申

(答申を掲載)

計画策定の経過

年度	日付	概要
令和 5 年度	8月8日 10月25日 12月15日 12月28日～	第1回大磯町子ども・子育て会議 福祉文教常任委員会協議会 第2回大磯町子ども・子育て会議（書面会議） 大磯町子ども・子育てニーズ調査 （～令和6年1月24日）
	令和 6 年 1月26日～ 3月28日	大磯町子ども・若者支援に関するウェブアンケート調査（～2月13日） 第3回大磯町子ども・子育て会議
令和 6 年度	6月14日 5月1日～ 5月13日 8月8日 9月20日 10月20日 11月11日 12月7日 ・14日 12月16日 12月21日	第1回大磯町子ども・子育て会議 こどもや若者、子育て当事者の“声”的聞取り （～8月31日） 福祉文教常任委員会協議会 福祉文教常任委員会協議会 第2回大磯町子ども・子育て会議（諮問） 第3回大磯町子ども・子育て会議 大磯町こども計画表紙デザイン募集 大磯こどもサミットに係るこども協力員打合せ会 福祉文教常任委員会協議会 大磯こどもサミット （大磯こどもサミット行動宣言） 「大磯町こども計画」パブリックコメント （～令和7年1月20日）
令和 7 年	1月21日 1月23日 1月24日 2月4日 3月下旬	第4回大磯町子ども・子育て会議（答申） 教育委員会定例会 福祉文教常任委員会協議会 政策会議 第5回大磯町子ども・子育て会議

【大磯町こども計画表紙デザイン応募作品】



○○○○さん



○○○○さん



○○○○さん



○○○○さん



○○○○さん



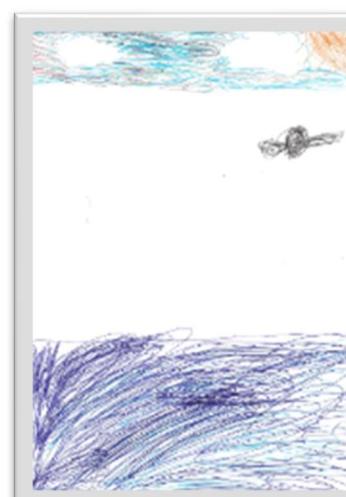
○○○○さん



○○○○さん

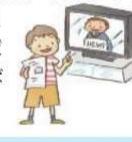


○○○○さん



○○○○さん

子どもの権利条約 第1条～40条抄訳

<p>第1条【子どもの定義】</p> <p>18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p>第2条【差別の禁止】</p> <p>すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国籍のちがいや、性のちがい、どのようなことは使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p> 	<p>第3条【子どもにもっともよいことを】</p> <p>子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p>第4条【国の義務】</p> <p>国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p> 
<p>第5条【親の指導を尊重】</p> <p>親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p> 	<p>第6条【生きる権利・育つ権利】</p> <p>すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p> 	<p>第7条【名前・国籍をもつ権利】</p> <p>子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。</p> 	<p>第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】</p> <p>国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることないように守らなくてはなりません。</p> 
<p>第9条【親と引き離されない権利】</p> <p>子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっとよいという理由から、引き離されることも認められますですが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができきます。</p> 	<p>第10条【別々の国にいる親と会える権利】</p> <p>国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を入りできるよう配慮します。親がががう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。</p> 	<p>第11条【よその国に連れされられない権利】</p> <p>国は、子どもが他の国へ連れられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p> 	<p>第12条【意見を表す権利】</p> <p>子どもは、自分に関係あることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもが発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p> 
<p>第13条【表現の自由】</p> <p>子どもは、自由な方法でいろいろな情報を伝えられる権利、知る権利をもっています。</p> 	<p>第14条【思想・良心・宗教の自由】</p> <p>子どもは、りょうしゅんしゅうとうじゆうの自由についての権利をもっています。</p> 	<p>第15条【結社・集会の自由】</p> <p>子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくりたり、集会を行ったりする権利をもっています。</p> 	<p>第16条【プライバシー・名誉の保護】</p> <p>子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。</p> 
<p>第17条【適切な情報の入手】</p> <p>子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第18条【子どもの養育はまず親に責任】</p> <p>子どもを育てる責任は、まずその両親(保護者)にあります。国はその手助けをします。</p> 	<p>第19条【あらゆる暴力からの保護】</p> <p>どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】</p> <p>家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境とどまることが子どもにとってよくなないと判断され、家庭にいられることができなくなったら、子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらおうことができます。</p> 

<p>第21条【養子縁組】</p> <p>この子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考へ、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。</p>	<p>第22条【難民の子ども】</p> <p>自分の国（政府）からのはぐ害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p>	<p>第23条【障がいのある子ども】</p> <p>心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。</p>	<p>第24条【健康・医療への権利】</p> <p>子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p>
<p>第25条【施設に入っている子ども】</p> <p>施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。</p>	<p>第26条【社会保障を受ける権利】</p> <p>子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p>	<p>第27条【生活水準の確保】</p> <p>子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。</p>	<p>第28条【教育を受ける権利】</p> <p>子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときは、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものではありません。</p>
<p>第29条【教育の目的】</p> <p>教育は、子どもが自分のものもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。</p>	<p>第30条【少數民族・先住民の子ども】</p> <p>少數民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつて権利をもっています。</p>	<p>第31条【休み、遊ぶ権利】</p> <p>子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p>	<p>第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】</p> <p>子どもは、むりやり働かされたり、そのためには教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p>
<p>第33条【麻薬・覚せい剤などのからの保護】</p> <p>国は、子どもが覚せい剤などを売ったり買ったり使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。</p>	<p>第34条【性的搾取からの保護】</p> <p>子どもが児童ボルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。</p>	<p>第35条【誘拐・売買からの保護】</p> <p>子どもが誘拐されたり、売り買わされたりすることのないように守らなければなりません。</p>	<p>第36条【あらゆる搾取からの保護】</p> <p>国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p>
<p>第37条【拷問・死刑の禁止】</p> <p>どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年せいにあった扱いを受ける権利をもっています。</p>	<p>第38条【戦争からの保護】</p> <p>国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることをすべてしなければなりません。</p>	<p>第39条【被害にあつた子どもの回復と社会復帰】</p> <p>虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあつた子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるよう支援を受けることができます。</p>	<p>第40条【子どもに関する司法】</p> <p>罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。</p>

出典：公益社団法人 日本ユニセフ協会「読んでみよう！「子どもの権利条約」第1～40条」日本ユニセフ協会抄約